

「(仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事用地造成事業に係る簡易的環境影響評価書」についてのお知らせ

鳥羽プロジェクト合同会社は三重県鳥羽市船津町において【(仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事】を計画しています。

今回、事業の実施にあたり、三重県環境影響評価条例の規定に基づき、簡易的環境影響評価書を取りまとめましたので、縦覧しますとともに説明会の開催について次のとおりお知らせします。

1. 事業者の所在地及び名称

東京都中央区京橋二丁目12番9-302号

鳥羽プロジェクト合同会社

代表社員 株式会社 SUN ホールディングス

職務執行者 堀越 百里

2. 事業の名称及び種類並びに規模

1) 名称 (仮称)三重県(鳥羽市)太陽光発電所新築工事

2) 種類 太陽光発電所新築工事用地の造成事業

3) 規模 施行区域の面積 約19.9ヘクタール

3. 事業実施区域 三重県鳥羽市船津町内

4. 簡易的環境影響評価書関係地域の範囲

「鳥羽市」及び「伊勢市の一部(朝熊町)」

5. 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

1) 縦覧の場所

①鳥羽市役所

②伊勢市本庁舎、二見総合支所、小俣総合支所、御園総合支所、四郷支所

③鳥羽プロジェクト合同会社

ホームページ <http://www.toba-project.com>

2) 期間 平成三十年四月二十五日から平成三十年六月八日

【土曜日、日曜日、祝日を除きます。】

3) 時間 午前九時から午後五時まで

※ホームページ上では、期間中の土曜日、日曜日、祝日を含み、終日縦覧が可能です。

6. 意見書の提出について

当該簡易的環境影響評価書については環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。意見の提出に関する事項は、次のとおりです。

1) 提出期限 平成三十年六月八日(郵便の場合は必着)

2) 提出先

①直接持参される場合

評価書縦覧場所に意見書箱が設置してありますので投函してください。

②郵送または FAX の場合

郵送 〒104-0031 東京都中央区京橋 2 丁目 1 2 番 9-302 号
鳥羽プロジェクト合同会社

FAX 03-6263-0661

③電子メールの場合【タイトルを「環境アセス」としてください。】

E-mail : horikoshi@sunholdings.co.jp

3) その他意見書に必要な事項

- ①意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。
- ②意見書の提出の対象である評価書の名称を記載してください。
- ③意見は日本語により、意見の理由を含めて記載してください。
- ④意見書の用紙は評価書縦覧場所に備え付けてあります。

7. 説明会を開催する日時及び場所

1) 日時 平成三十年五月十日（木）

午後六時から午後八時まで

場所 三重県鳥羽市大明東町 1 番地の 7
鳥羽商工会議所 3 階かもめホール 2

2) 日時 平成三十年五月十一日（金）

午後六時から午後八時まで

場所 三重県伊勢市岩渕 1-7-17
伊勢商工会議所 4 階中ホール

8. 問い合わせ先

会社名：鳥羽プロジェクト合同会社

TEL：03-6263-0662